

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

「人権擁護都市宣言」に関する決議

(平成 18 年 6 月 28 日)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であり、人間として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この世界人権宣言及び日本国憲法の理念のもと、明るく住みよいまちづくりは、市民すべての願いである。

しかしながら、私たちの社会には、社会的身分、門地、人種、信条又は性別等による人権侵害が依然として存在しており、自由で平等な社会建設を阻害する要因となっている。

こういう情勢を克服することにより、お互いの人権が尊重され、一人ひとりが生きがいをもって暮らせる橋本市を築いて行かなければならない。

私たちは、新しいまち「橋本市」の誕生を契機に、あらためて人間の尊厳を自覚し、平等な人間社会の確立をめざして、たゆまない努力を行うことを確認し、ここに橋本市を「人権擁護都市」とすることを宣言する。

以上、決議する。

法律及び条約等の名称一覧

本文中の表記	法律の名称	ページ
同和対策事業特別措置法	同和対策事業特別措置法（昭和 44 年法律第 60 号）	2
国際人権規約	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約） 市民的及び政治的権利に関する国際規約（B 規約）	2
人種差別撤廃条約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	2
女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	2
子どもの権利条約	児童の権利に関する条約	2
障害者権利条約	障害者の権利に関する条約	2
障害者基本法	障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）	3
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法（平成 7 年法律第 129 号）	3
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）	3
児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）	3
DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）	3
いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）	3
子どもの貧困対策法	子どもの貧困対策の推進に関する法律 （平成 25 年法律第 64 号）	3
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）	3
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）	3
ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）	3
部落差別解消推進法	部落差別の解消の推進に関する法律号 （平成 28 年法律第 109 号）	3
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）	15
知的財産基本法	知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）	15
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）	15
女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）	16
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法（平成 7 年法律第 129 号）	20

本文中の表記	条約等の名称	ページ
バリアフリー新法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)	20
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号)	20
障害者自立支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)	22
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 79 号)	22
改正障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 46 号)	22
ハンセン病問題基本法	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成 20 年法律第 82 号)	28
難病法	難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成 26 年法律第 50 号)	29
犯罪被害者等給付金支給法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和 55 年法律第 36 号)	30
犯罪被害者保護二法	刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律 (平成 12 年法律第 74 号) と 下記の犯罪被害者保護法	30
犯罪被害者保護法	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 (平成 12 年法律第 75 号)	30
犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等基本法 (平成 16 年法律第 161 号)	30
改正刑事訴訟法	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 95 号)	30
再犯防止推進法	再犯の防止等の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 104 号)	32
犯罪者予防更生法	犯罪者予防更生法 (昭和 24 年法律第 142 号)	33
性同一性障害特例法	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 (平成 15 年法律第 111 号)	34
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成 13 年法律第 137 号)	36
出会い系サイト規制法	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (平成 15 年法律第 83 号)	36

本文中の表記	条約等の名称	ページ
青少年インターネット環境整備法	青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）	36
アイヌ文化振興法	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成 9 年法律第 52 号）	38
アイヌ民族支援法	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）	38
ホームレス自立支援法	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成 14 年法律第 105 号）	38
働き方改革関連法	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）	39
パワハラ防止法	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）	41
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）	41
未帰還者特別措置法	未帰還者に関する特別措置法（昭和 34 年法律第 7 号）	42
北朝鮮人権法	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成 18 年法律 96 号）	42

人 権 関 係 年 表

年	国際状況	国内状況	県内状況
明治 2 年 (1869 年)		・ 版籍奉還	
明治 3 年 (1870 年)		・ 「平民苗字許可令」 布告	
明治 4 年 (1871 年)		・ 廃藩置県 ・ 「解放令」 布告	
明治 23 年 (1890 年)		・ 「大日本帝国憲法」 施行 ・ 「教育ニ関スル勅語 (教育勅語)」 発 布	
大正 11 年 (1922 年)		・ 水平社宣言	
大正 13 年 (1924 年)	・ 「児童の権利に関する ジュネーブ宣言」 採択		
昭和 20 年 (1945 年)	・ 「国際連合憲章」 調印		
昭和 21 年 (1946 年)	・ 国連人権委員会の設置 ・ 国連婦人の地位委員会 設置	・ 「日本国憲法」 公布 ・ 婦人参政権行使	
昭和 22 年 (1947 年)		・ 「日本国憲法」 施行 ・ 「教育基本法」 施行 ・ 「労働基準法」 施行	
昭和 23 年 (1948 年)	・ 「世界人権宣言」 採択	・ 「児童福祉法」 施行	
昭和 25 年 (1950 年)		・ 「身体障害者福祉法」 施行 ・ 「精神衛生法」 施行 ・ 「生活保護法」 施行	
昭和 26 年 (1951 年)	・ 「難民条約」 採択	・ 「児童憲章」 制定 ・ 「社会福祉事業法」 施行	
昭和 32 年 (1957 年)		・ 「売春防止法」 施行	
昭和 34 年 (1959 年)	・ 「児童の権利に関する 宣言」 採択		
昭和 35 年 (1960 年)		・ 「身体障害者雇用促進法」 施行	
昭和 38 年 (1963 年)		・ 「老人福祉法」 施行	
昭和 40 年 (1965 年)	・ 「あらゆる形態の人種 差別の撤廃に関する国 際条約」 採択	・ 「同和対策審議会答申」 提出	
昭和 41 年 (1966 年)	・ 「国際人権規約」 採択		
昭和 42 年 (1967 年)	・ 「婦人に対する差別撤 廃宣言」 採択		
昭和 43 年 (1968 年)	・ 国際人権年 ・ 第 1 回世界人権会議		